

子どもに親権制限の申立権を与える必要性等について

平成22年11月19日

平 湯 眞 人
山 田 攝 子
磯 谷 文 明

1 必要性

現行法上、親権喪失宣告の請求ができる者として、①子の親族、②検察官、③児童相談所長があげられておりますところ、新たに子を含めることの必要性に対する疑問は、児童相談所長が権限を適切に行使すれば足りるのではないか、という点にあるかと思われます。

確かに、現在では児童福祉法33条の7が改正され、18歳、19歳の子どもについても児童相談所長が親権喪失の請求をできることになりました。実際、いくつか事例もあることが報告されています。

しかしながら、次の点から、児童相談所長が年長の子どもについて親権制限の申立をすることは、必ずしも十分に機能しないものと考えられます。

第一に、幼少時には虐待を受けていたが、18歳となった現在は親から離れて自立して生活し、必ずしも児童虐待防止法のいう虐待を受けていない場合で、子どもが何らかの法律行為をせざるを得ないことを想定します。合わせて、児童相談所はこれまでこのケースに関わってこなかったとします。同意に代わる許可等を導入しない限り、親権制限によって対応することになります。

このような場合、児童相談所が親権制限の申立をするとしますと、当然、相当な調査を行う必要がありますが、児童虐待とはいえないとすると、児童虐待防止法上の仕組みは利用できず、他のケースと比べて調査に手間がかかることになります。一方で、裁判を申し立てるとなりますと、相当の準備が必要となり、大きな労力と時間を割くことになると思われます（現在、児童福祉法28条の申立ですら、児童相談所の現場では大きな負担感を感じています）。社会保障審議会の検証会議からも明らかなおおりに、虐待で命を落とす子どもたちの多くは乳児ですので、児童相談所としてはやはり人命優先の観点から、年少の子どもたちの方に時間を割かざるを得ず、どうしても年長の子どもは後回しになりがちです。

児童相談所を劇的に拡充すればともかく、年長の子どもは児童相談所に頼ろうとしても、適時に対応してもらえないおそれがあります。

第二に、児童相談所と関わりがあった子どもについても、残念ながら児童相談所になじめなかったり、児童相談所との関係がこじれている子どもたちもいます。「福祉は人なり」と言いますが、担当の児童福祉司の言動などから不信を抱き、児童相談所

の関わりに拒否的になってしまうこともあります。優秀なカウンセラーでも必ずしもすべてのクライアントと良好な関係を維持できるわけではないように、どんな児童福祉司もすべての子どもとうまくいくわけではありません。現在、東京を初め、各地で弁護士たちが中心となって子どものシェルターができています。本来、児童相談所の一時保護所を利用すれば足りるはずですが、18歳に満たない児童であっても、児童相談所に行くのではなく、このシェルターに頼ろうとしているのです。しかも、シェルターに頼らざるを得ない子どもたちのうち相当数が、親権制限を必要とする子どもたちなのです。

このように児童相談所との関係がうまくいっていない子どもの場合、児童相談所に頼る以外に道がないとすると、本筋でないところで前へ進めなくなってしまいます。

第三に、一般に児童相談所は、他の行政機関と同様に、却下の可能性がある裁判はきらい傾向があります。児童福祉法 28 条の非常に低い却下率もそのことを表しているものといえます。そうすると、児童相談所によっては、裁判所からみますと親権を制限して然るべき事案であっても、却下をおそれるあまり、申立をしないということが十分考えられます（児童相談所から日常的に相談を受けたり、児童相談所を代理する経験のある弁護士たちの間で、そのような懸念が指摘されています）。問題は、申立を回避する不利益は、児童相談所には存在せず、もっぱら子どもに生じるという点にあります。

以上のように考えますと、子ども自身にも申立権を認める必要性は否定できないものと思われまます。

2 子どもに申立権を与えた場合の懸念について

子どもに親権制限の申立権を与えた場合、次のような懸念が示されています。

- ① 子どもに大きな精神的負担を課すことになる。
- ② 親子関係を決定的に損なってしまう。
- ③ 監護親等からの圧力により申立てをさせられるなど、子どもが親族間の紛争に巻き込まれるおそれがある。

これらは、いずれも理由のない懸念とは思いませんが、さりとて子どもに申立権を認める必要性を凌駕するほどではないと考えます。

まず、①については、一般論としてはそう言っても、実際の受け止め方は子どものパーソナリティによるところが大きいと思われまます。深刻な性的虐待のケースなどでは、子どもが親に対する刑事処分を求めて告訴することがありますが、これは親権制限以上に重い決断と言えるかもしれません。そういった精神的負担を超えてでも希望する子どもがいるという現実は、私たちも重く受け止める必要があると思われまます。

②についても、実際の児童福祉法 28 条の現場でも、子ども自身が親との決別を望んでいることが親に伝えられることはしばしばあり（特に年長の子どもの場合）、親が

子どもの決意に直面することは少なくありません。一方、素朴に考えますと、子ども自身が親権制限の申立をすると、親子関係が決定的に損なわれるようにも思われますが、本当にそうなのかは疑問なしとしません。虐待親は「周りは分かっていないが、子どもは分かってくれている」と身勝手な認識を持つことが少なくありませんが、子どもの強い決意に直面することが、かえって親をして問題に気づかせ、その後の親子関係の再構築に資することもあると思われます。

③については、申立を受理した裁判所が適切なインテークを行うことで、ある程度は回避できると思われます。また、この問題は高齢者が子などの圧力を受けて何らかの手续をする場面に似ていますが、そのリスクがあるからといって高齢者に申立権を認めないことにはならないように、子どもに申立権を否定する論拠にはならないように思われます。

このほか、子どもに申立権を認めると、児童相談所が自ら対応しようとしなくなる懸念もありますが、これについては厚生労働省の通知等により、「児童相談所は子どもが申立権を付与されたことを理由に、子どもの福祉にとって必要な申立を控えることはあってはならない」などといった趣旨を明確にすることにより、回避できるものと思われます。

以 上